

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2017年6月29日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10:15 事前集会 (緑町北公園)
10:50 入廷 (地裁 405 号法廷)
11:00 開廷

終了後 裁判所前で報告集会

.....
※集会～地裁敷地に入るまでは、
幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所門前で、これを外します。ご協力ください。

第9次横田基地公害訴訟 第22回法廷の内容は…

本日の法廷では、前回私たち (原告側) から提出した現地検証案について、国側の反論が予測されています。また、この間に国側が現地検証の候補を3箇所挙げてきました。

1箇所は私たちが申請した瑞穂の原告Iさん宅のすぐそば (北西約400m) の外郭防音工事済の1戸建て住宅 (W85地域)。次に昭島私立清泉中学校屋上 (W75地域)。もう1箇所は、清泉中学校の南側約200mの1戸建て住宅 (一挙防音工事済・W75地域) です。

また、以下が国側の反論 (意見書) です。

被告は、原告らの平成29年5月12日付「現地検証の進行について」と題する書面において提案された検証候補日について、意見を述べる。

第1 意見

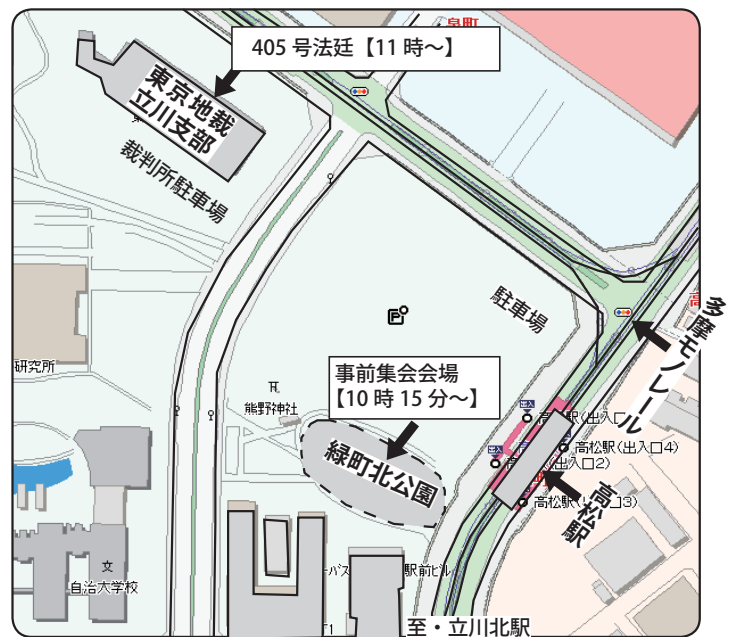
原告ら提案の検証候補日に現地検証ないし現地進行協議は実施されるべきではない。

第2 理由

1 原告らは、検証候補日として平成29年9月15日を提案し、その理由として、「平成29年9月16日 (土)～17日 (日) に横田基地において日米友好祭が開催されるため、その前日である上記日程であれば、常駐機の飛行・騒音状況のほか、飛来機の飛行・騒音状況やパラシュート降下訓練等も確認できる可能性が高いからです。」としている。

しかしながら、原告らが提案する検証候補日は、以下の理由から検証ないし現地進行協議 (以下「現地検証等」という。) 実施日として適切ではない。

2 すなわち、原告らが提案する検証候補日は、原告らも述べる通り、本件飛行場の日米友好祭の前日であ



る。同友好祭においては、本件飛行場常駐機のほか、他基地所属機である戦闘機等も地上に展示される (ただし、飛行はしない。) 予定のため、同友好祭の前日までに、他基地から戦闘機等の飛来がある。

3 そして、原告らが本件訴訟において求めている自衛隊機及び米軍機の飛行等の差止め等や損害賠償は、自衛隊機や米軍機の特定の日における騒音を理由とするものではなく、その日常の騒音を理由とするものと考えられるから、本件訴訟における現地検証等は、本件飛行場周辺地域の通常の航空機飛行状況を五官で確認することが目的とされるべきである。

しかしながら、上記のとおり、日米友好祭の開催時期

***** (裏に続く) *****

***** (表から続く)

の本件飛行場の航空機運航状況は通常とは異なり、同友好祭のために他基地からの戦闘機の飛来があり、また、飛行回数も増加することにより、航空機騒音が増大することは明らかであって、通常の本件飛行場の航空機運行状況とは到底いえないものである。なお、現地検証の際に飛来する航空機について、本件飛行場の常駐機とその余の戦闘機等を目視によって識別できたとしても、両者が同時ないし連続して飛来するような場合は、各航空機の騒音を区別することは不可能である。すなわち、年にたった1度しかない同友好祭の前日に、他基地所属の航空機の飛来が予想され、原告らが述べるように、「常駐機の飛行・騒音状況のほか、飛来機の飛行・騒音状況やパラシュート降下訓練等も確認できる可能性が高い」というだけの理由から、このような通常とは全く異なる航空機の飛行状況や騒音状況を確認することが、本件訴訟においてあるべき現地検証等の目的にかなっているとは到底考えられない。

したがって本件訴訟における現地検証等を実施する場合には、可能な限り本件飛行場周辺地域の航空機飛行状況が平均的な日が選定されるべきであり、少なくとも、あらかじめ特別な飛行状況が予測される日は当然避けるべきである。仮に、その結果、現地検証等実施日に航空機の飛行が確認できなかったとしても、それは、毎日、四六時中航空機の飛行があるわけではないという事実が確認されるということになり、それが本件飛行場周辺地域の航空機の飛行状況ないし騒音状況であることにほかならないのである。

4 また、本件飛行場の日米友好祭は、航空機ファンを始めとする多くのものが楽しみにしている行事であり、通常みられない航空機を撮影しようとする者が、同友好祭当日のみならず、数日前から本件飛行場周辺を訪れるのが通例である。そのような状況下においては、近隣の道路の渋滞、駐車場の混雑が予想されるし、本来、非公開で行われる現地検証の様子が不特定多数の人の目にさらされるだけでなく、無断で撮影され、公開されるなどのおそれがないとも限らず、現地検証等を支障なく進行させることができるとは到底考えられない。なお、本件飛行場の騒音に関する別件訴訟の現地検証では、その状況が新聞報道された。

5 以上のことから、原告らの提案する検証候補日は、本件訴訟における現地検証等を実施日としては、全くもって不適切である。

何箇所か下線を引いたが、被告国側の言い分の傲慢さには驚く。軍事基地は毎日が特別な日である。昨今では、他基地の戦闘機が着陸を目的とせず、(多分挨拶代わり程

度の理由で)通過する際にローパスやタッチ&ゴーを行って、基地周辺住民を恐怖に陥れている。また、ここ数年は、毎年500名程度の兵隊がパラシュート降下訓練を基地内を目標に行っており、2013年8月には基地外に降下したことが公然の事実となっている。

今年は、3月の6機のオスプレイ飛来時だけで昨年のオスプレイ離着陸回数超えを記録し、さらに基地周辺で旋回訓練を行っている。

また、今年の1月から5月25日までに、F/A-18, EA-18, F-22などの戦闘機が49機が飛来し、ローパス26回、タッチ&ゴー6回を行っている。

また、5月26日~6月9日に横田基地へA-10(14機)、F-16(15機)(以上は在韓米空軍所属)、KF-16(韓国空軍機6機)の戦闘機35機が飛来し、57回の着陸を行い、立川・中里での騒音測定では120dB(A)という轟音が記録された。6月9日に最後に離陸したF-16は、南に離陸後すぐに垂直に回転しながら上昇したことが目撃されている。このような危険飛行を行うこと、騒音被害をまき散らすことに全く無頓着な米軍に対し、何も言えない日本政府は、いったいどこの国の政府なのだろうか。

過去の現地検証で、国は何をしてきたのか覚えているのだろうか。「通常の飛行」を実現するために、裁判官が現地にいる間は極力飛行を避けさせ、騒音レベルを抑える飛行をさせてきたのが、現実である。今回も、裁判官が現地にいる間はできるだけ飛ばさないようにしようという意図が見えている。

「特別な日」を楽しみにしている「航空機ファン」のために、「特別な騒音・被害」を受けるのは、私たち基地周辺住民であることを、国は痛みとして感じているのだろうか。現地検証は秘密裏に行わねばならないことなのだろうか。新聞報道されてはいけないことなのだろうか。

ところで、昨年12月名護市沖で墜落したオスプレイだが、この6月6日に伊江島の補助飛行場にトラブルで緊急着陸し、6月10日には奄美大島・奄美空港にトラブルで緊急着陸した。

また、C-5ギャラクシーが、3月に横田基地を離陸後にトラブルで引き返してきており、6月16日には横田基地に着陸後、部品落下が判明した。

さて、現地検証を控え、裁判は今後様相を変えて進行する。皆さんのご協力をさらに必要とします。宜しく。

【今後の予定】

* 7/13(木) 11時~裁判所・原告・国側による進行協議

* 9/7(木) 11時~ 第23回弁論と進行協議

* 9/15(金) 現地検証

* その後、原告数名に「被害を裁判官に訴える」場を設ける予定です。

早ければ、来年夏前後に結審もありうる状況です。